

「新しい生活様式」に対応したビジネスモデル構築支援事業補助金 (Q&A 集)

申請の伴う主な Q&A (令和2年9月15日現在)

Q1 かすみがうら市内に2店舗飲食店を運営していますが、この場合の補助金はどうなりますか。

A 補助金は、1事業者あたり20万円の交付が上限となりますので、複数店舗で合わせて上限20万円の交付となります。

Q2 支払いを確認できる書類を廃棄してしまいましたが申請できますか。

A 領収書、レシート等支払いが確認できる書類がない場合は、補助対象となりません。

Q3 クレジットカードで支払った場合も対象となりますか。

A クレジットカードの支払い明細書等により、補助対象の支払実績が確認できる場合は対象となります。

Q4 補助金申請前の期間を補助対象期間とすることはできますか。

A 令和2年4月1日以降であれば、申請前の期間であっても補助対象期間とすることが可能です。但し、支出の証明ができる領収書等の必要書類がない場合は、補助対象経費とは認められません。

Q5 ホームページ作成のソフトは対象となりますか。またソフトを使って作成する場合、完成が期間内に間に合わない場合どうすればよいですか。

A ソフトも対象になります。期間内(令和3年1月29日まで)に導入を始めており、令和3年3月31日までに導入が完了していれば対象となりますので、添付書類にはホームページ作成の途中経過の写真をつけてください。

Q6 事業ごとの対象となる経費は何ですか。

A 別紙「補助対象経費一覧」をご参照ください。

Q7 市内で事業を営んでいることが分かる書類がない場合、どのような書類で対応できますか。

A 確定申告書などで事業実態場所が確認できない場合は、開業届や許認可証、ホームページや事業実態場所が市内にあることがわかる写真などで対応できます。

Q8 個人事業主・フリーランスで、本業の仕事で得た収入を雑所得・給与所得として申告していますが本補助金の対象になりますか。

A 通常の申請書類のほかに、雑所得や給与所得の事業性を証明する書類を添付する必要があります。(委託元から発行された「契約書」や「支払調書」、「源泉徴収票」など)

Q9 個人宅用の整備費用は対象になりますか。

A 対象事業者は市内に事業所を有する中小企業者又は個人事業主ですので、テレワーク環境の整備費用など個人宅用に係る経費は対象外となります。

Q10 エアコンの設置は対象となりますか。

A 換気機能がある等感染症対策として効果的な設備については対象となります。その際は効果が分かる仕様書等を添付してください。

Q11 キャッシュレス用のタブレット端末は対象になりますか。

A キャッシュレス端末としてのみ使用するもので、汎用性がなく購入するタブレットが、キャッシュレスを行ううえで合理的かつ効果的なものである場合は対象となります。